

第26回さいたま地方裁判所委員会【議事概要】

第1 日時

平成26年10月9日（木）15:00～17:00

第2 場所

さいたま地方裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

江口満志，笠間和彦，金澤千津子，小泉博嗣，柴野和善，島田浩孝，多和田隆史，鶴谷真治，中川深雪，原啓一郎，藤山英樹，望月英□，吉野寛治（五十音順，敬称略）

【オブザーバー】

（民事部）及川節子

（刑事部）富澤誠

（事務局）中田康夫，本田千鶴，森谷五月，池田友紀子

第4 議題

「利用しやすい裁判所について」

第5 議事

1 開会

2 委員交代の紹介及び委員の自己紹介（小泉委員）

委員長代理から，前回委員会から本委員会までの間に黒田委員及び戸倉委員長に替わり，新たに就任された小泉委員及び関根委員が紹介され，小泉委員からあいさつがあった（関根委員は欠席）。

その後，戸倉前委員長の退任に伴い，委員長の互選が行われ，小泉委員が委員長に選任された。

3 議題「利用しやすい裁判所について」

各委員につき，庁舎内のサイン等を参考に各部署にスムーズに辿り着けるかどうかの目的で裁判所ツアーを実施し，庁舎の現状等を確認した。

本田総務課長より，庁舎の現状や工夫例を説明した。

意見交換

(委員長) 裁判所の職員は、この建物の構造が分かっているから、建物の表示の分かりやすさ等を自ら検証することは非常に困難である。庁舎の表示の分かりやすさについて、今回配布した案内カードの見やすさも含めて、委員の皆さんから忌憚のないご意見をいただきたい。

(委員) 案内カードにエレベータが描いてあったようだが、最初、イラストがエレベータとは分からなくて、階段を使うしかないのかと思ったので、「エレベータ」と文字で表示してもらいたい。C棟の入口が分からなかったし、D棟の入口が殺風景で入っていいのか分からなかった。入口に「ご利用ください」などの表示があれば、安心して入れるのではないか。また、B棟1階外に、庁舎全体の案内が書いてあるのに「B棟正面玄関」と表示されている案内表示板があった。この表示板では、B棟の正面玄関としか思えなくて、C・D棟へ用のある人には関係ないように思ってしまった。だから、表示を「B棟正面」ではなく、「総合正面」などとした方がよい。さらに、B棟1階にある庁舎全体の案内表示板に、「C棟・D棟へ来庁の方は2階より連絡通路をご利用ください。」と書いてあったが、「最寄りの連絡通路をご利用ください。」などと記載した方がいいのではないか。最後にB棟玄関にあるエレベータの位置も分かりにくかった。

(委員) 壁面に掲示されているサインは目に入りにくい。足元ばかり見ている人がいる。

床に矢印を表示した方が分かりやすい。確かにエレベータの位置も分かりにくいので、床にエレベータへ誘導する矢印を貼って、エレベータに誘導し、その脇に案内図を設置するのがいいのではないか。C・D棟についても、床に誘導する矢印があれば、分かりやすい。

(委員長) 確かに、床の表示は市役所などの他の公共機関でもよく見られる。裁判所でも採用している庁は若干あるようだ。

(委員) 私達のグループの最初の目的地はA棟だったが、A棟へは以前この委員会で、裁判員裁判関係のテーマの際に行ったことがあるので、

迷うことはなかった。委員会はずっとC棟の大会議室で行われるが、C棟に行くのにB棟の1階でうろうろしてしまう。B棟からC棟への連絡通路は、2、3、4階にしかない。いまだに大会議室に一番近いエレベーターが分からない。

今日は、B棟3階で第2の目的地である後見センターを探した際、「後見センター」と書かれた大きな表示が目の前にあったが、壁面の細かい表示を探してしまって、逆に目に入らなかった。

(委員)案内カードについては、かわいいキャラクターが書いてあったが、かえって見つらなかった。職業柄からか、細かい図面の方が分かりやすい。また、A B C D棟がそれぞれどの階でどうつながっているのか、B棟1階にある庁舎全体の案内表示板の表示では分かりにくい。受付に警備員の様な人が座っているが、むずかしい顔で座っているので、案内を求めることをためらってしまう。普通に来庁者を案内できるコーナーがあるといい。

(委員)民事の受付と民事訟廷事務室が同じであるとは分からなかった。「民訟」などの略語はあまり使わない方がいい。

(委員)案内表示板に専門用語で民事訟廷事務室と書いてあっても、何をやるどころか分かりにくいので、案内係とかでサポートした方がいいのではないか。当事者の目線に立って、当事者の目的に沿った整理をすればよいのではないか。

(委員)インターネット上に庁舎案内を掲載しているのか。ネット上であればスマートフォン等で検索しやすい。

(委員)調停の控室が分かりにくい。

(委員)調停の関係では、控室の位置は、呼出しの書類には書いてある。弁護士などよく来る人は分かっているが、初めて来る人は心細いかもしれない。

B棟1階受付で案内をする人は、尋ねてもいいという雰囲気をもたしてほしい。

(委員)地裁、家裁、簡裁の各組織をそれぞれの棟で分けてもらえば、分かりやすい。D棟は関連業務で一貫しているようだが、他の棟は分

かりにくい。また、案内カードには、下から上へ階数が上がっていく記載となっている。見る際に、下から上に目線を送る必要があるが、上から下に目線を送るのが文書を見る際には普通ではないか。

(委員長) 一番古いB棟が建築された当初、一つの庁舎の中に地家裁があった。仕事量や職員数の変遷に応じた増築が繰り返され、各組織がピッタリ納まる器ということにはなっていない部分もある。

(委員) 秘密の部署がある企業などの場合には、会社内の案内掲示からは削除してあえて出していないところもある。例えば半導体関係の企業などでは、一般の人は事務セクションのほんの一部にしか入ることは出来ず、他の部署はオートロックになっており、社員証がないと入れない。

(委員) この庁舎に来る度に、実際いつも道に迷っており、また、案内を尋ねる場所がないので困っている。病院などでは、CT検査受検の際はこの緑の線を進んでください等となっているが、裁判所は部署が多いので同じことは出来ないかもしれない。

(委員) この裁判所庁舎は、4つの棟で苦勞している。私の職場も棟は1つではあるが、内部が改築等され不便である。ただし、1階に守衛等があり、来庁者の案内をしているので、あまり職場内で迷ってはいないようだ。

(委員) セキュリティの関係から来庁者に氏名や用務先を書かせている職場もあるが、裁判所は書かせておらず、自由に出入りができることは驚きである。

(委員) 裁判所も、警備が必要であるときには、セキュリティをしっかりとさせている。

(委員長) 裁判所は、事件当事者の方がいつでも来られるようになっている。また、裁判傍聴のためにもいつでも誰でも自由に出入り出来るようになっている。たしかに、警備の必要がある際にセキュリティを強化しているが、基本的にはセキュリティ対策はやっておらず、自由に出入りできる。

(委員) 呼出状を受け取った当事者が、期日に出頭するためではなく、と

にかく裁判所へ行ってみようと思った場合はどこに行けばいいのか。

(委員長)呼出状を受け取った当事者には、呼出状に担当部署を書いている。一般の方が来庁した場合には、各受付で手続案内をしている。

(委員)裁判所は中立なので、法律相談ができる機関ではない。出来ることは手続に関する相談だけである。その他には、家裁受付で当番弁護士のご案内や、簡裁受付での口頭受理もあるが、地裁受付では難しいのではないかと。

(委員)ロビーにタッチパネルなどが設置してあったら分かりやすい。

D棟は執行、破産が集まっているので分かりやすいが、例えば配偶者からの暴力に関する保護命令の申立ては何棟の何階に行ったらいいか、迷うかもしれない。支援センターとは情報交換しているので、支援センターは認識していると思う。

(委員)総合案内といっても、適切に案内するには、裁判所内のどの部署で何をやっているか裁判所の業務に精通している人が案内に当たらないといけない。

(委員)そもそもA B C Dというアルファベットの表記が分かりにくい。B棟を本館とするなど、分かりやすい名称を考えた方がいいのではないかと。そもそも、メインはBではなくAのイメージがある。

(委員長)A B C Dになったのには経緯がある。以前は、B棟は本館で、その後順次C棟が新館、D棟が別館となっていたが。その後、A棟が出来て、今のA B C Dになった。様々なご意見をいただいたが、裁判所も国家予算の中でやっているもので、予算上の問題等いろいろ難しい面もあるが、今回いただいたご意見を今後の庁舎管理に生かして、更に利用しやすい裁判所を目指して参りたい。

第6 次回のテーマについて

次回のテーマについて意見交換を行った結果、次の2つのテーマを取り上げることとした。

- 1 法曹以外の委員から見た地方裁判所の運営等について
- 2 裁判所側からのテーマとして裁判員裁判の現状と課題等について

第7 次回期日

平成27年5月14日（木）午後3時